医療介護総合確保方針等について

- (1) 医療介護連携政策課等の新設
- (2) 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針

平成26年9月19日 厚生労働省保険局医療介護連携政策課 課長補佐 田中義高 (1) 医療介護連携政策課等の新設

医療と介護の連携に係る保険局の組織改革

保険局

【~平成26年7月】 → 【平成26年7月~】

局長

審議官(1)

総務課

- ■医療費適正化対策推進室
- ■社会保険審査調整室
- ■保険システム高度化推進室

保険課

■全国健康保険協会管理室

国民健康保険課

高齢者医療課

〈新設〉

医療介護連携政策課

■医療費適正化対策推進室

〈審議官を1名増員〉

審議官(2)

〈医療介護連携政策課に移管〉

■医療費適正化対策推進室

■保険システム高度化推進室

■社会保険審査調整室

■保険システム高度化推進室

医療課

- ■保険医療企画調査室
- ■医療指導監査室

調杳課

審議官の増員

○ 現行の大臣官房審議官(医療保険、医政、医療・介護連携担当)の担当を3つに分割した上で、保険局に医療保険 担当、医療介護連携担当の審議官2名を専任で配置。

医療介護連携政策課の新設

【所掌事務】(厚生労働省組織令)

① 保健医療の普及及び向上に関する事業並びに健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者 医療に係る事業と老人の福祉及び保健並びに介護保険に 関する事業との連携に関すること。



- ○医療・介護「総合確保方針」の策定
- 〇新たな財政支援制度(基金)の予算要求、配分、調整
- 〇医療と介護の連携に関すること
- 〇医療保険と介護保険の調整

寸

② 社会保険診療報酬、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。



- ○診療報酬改定の基本方針の策定
- 〇診療報酬と基金等の調整
- ○診療報酬と介護報酬の調整

等

③ 高齢者医療確保法に規定する医療費適正化基本方針及 び全国医療費適正化計画並びに都道府県医療費適正化計 画並びに特定健康診査等基本方針及び特定健康診査等実 施計画に関すること。



〇医療費適正化対策推進室の業務

等

(2) 地域における医療及び介護を総合的に 確保するための基本的な方針

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の概要

趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

概要

- ∮1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化(地域介護施設整備促進法等関係)
 - ①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業(病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等)のため、 消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置
 - ②医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定
- 2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保(医療法関係)
 - ①医療機関が都道府県知事に病床の医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)等を報告し、</u>都道府県は、それをもとに 地域医療構想(ビジョン) (地域の医療提供体制の将来のあるべき姿)を医療計画において策定
 - ②医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け
- 3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化(介護保険法関係)
 - ①在宅医療・介護連携の推進などの<u>地域支援事業の充実</u>とあわせ、<u>予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行し、</u> **多様化** ※地域支援事業:介護保険財源で市町村が取り組む事業
 - ②特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
 - ③低所得者の保険料軽減を拡充
 - ④**一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ**(ただし、一般の世帯の月額上限は据え置き)
 - ⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する<u>「補足給付」の要件に資産などを追加</u>
- 4. その他
 - ①診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
 - ②**医療事故に係る調査の仕組み**を位置づけ
 - ③医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置
 - ④介護人材確保対策の検討(介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期)

施行期日

公布日。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度

平成26年度

: 公費で904億円

- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題。
- このため、医療法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設する。
- 各都道府県に消費税増収分を財源として活用した基金をつくり、各都道府県が作成した計画に基づき事業実施。
- ◇「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を改正し、法律上の根拠を設ける。
- ◇ この制度はまず医療を対象として平成26年度より実施し、介護については平成27年度から実施。病床の機能分化・連携については、平成26年度は回復期病床への転換等現状でも必要なもののみ対象とし、平成27年度からの地域医療構想(ビジョン)の策定後に更なる拡充を検討。

【新たな財政支援制度の什組み】 国 消費税財源活用 都道府県計画 交付 提出 都道府県 基金 ①病床の機能分化・連携 ②在宅医療の推進・介護サービスの充実 ③医療従事者等の確保·養成 交付 市町村 計画提出 市町村 交付 申請 申請 交付 ②在宅医療の推進 ・介護サービスの充実 _交付 申請 業者等

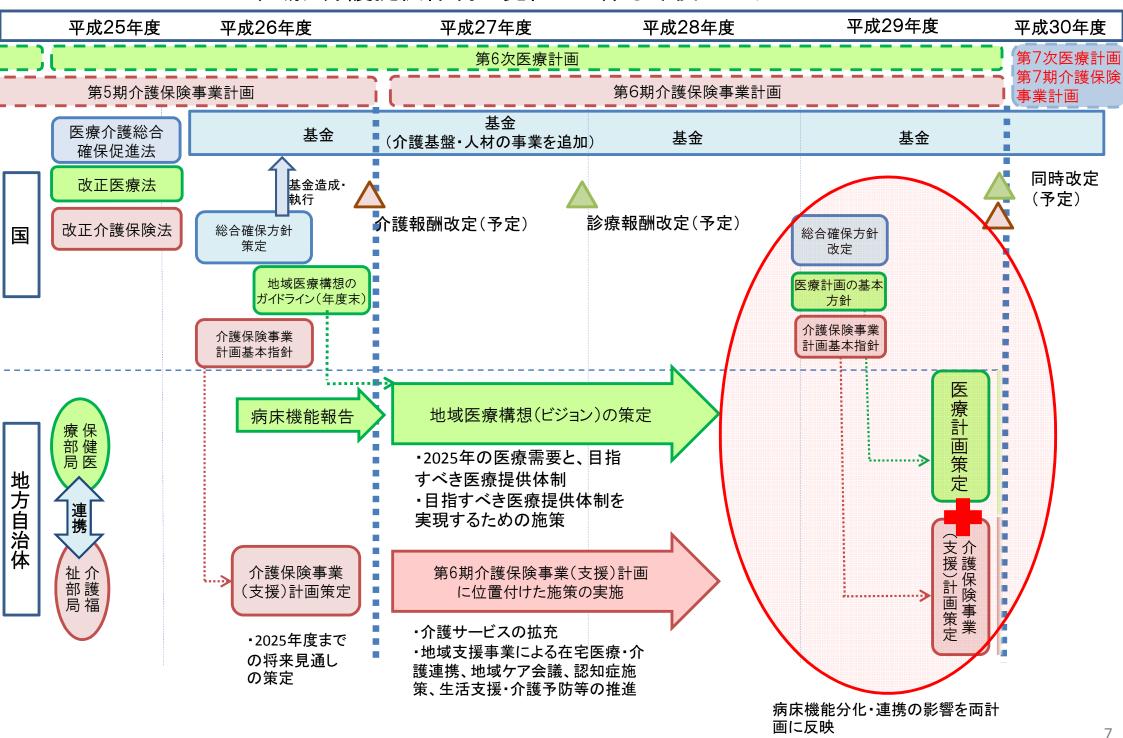
地域にとって必要な事業に適切かつ公平に配分される仕組み

- ①国は、法律に基づく基本的な方針を策定し、対象事業を明確化。
- ②都道府県は、計画を厚生労働省に提出。
- ③国・都道府県・市町村が基本的な方針・計画策定に当たって公正性及び透明性を確保するため、関係者による協議の仕組みを設ける。
- ※国が策定する基本的な方針や交付要綱の中で、都道府県に対して官民に公平に配分することを求める旨を記載するなどの対応を行う予定。(公正性及び透明性の確保)

新たな財政支援制度の対象事業

- 1 病床の機能分化・連携のために必要な事業
- (1)地域医療構想(ビジョン)の達成に向けた医療機関の施設・設備の 整備を推進するための事業 等
- 2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業
- (1)在宅医療(歯科・薬局を含む)を推進するための事業
- (2)介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業 等
- 3 医療従事者等の確保・養成のための事業
- (1)医師確保のための事業
- (2)看護職員の確保のための事業
- (3)介護従事者の確保のための事業
- (4)医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業 等
- ■国と都道府県の負担割合は、2/3:1/3

医療・介護提供体制の見直しに係る今後のスケジュール



地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第3条において、厚生労働大臣は、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針)を定めなければならないこととされている。
- 総合確保方針の策定に当たり、関係者の意見を反映するため、医療介護総合確保促進会議を開催。

【総合確保方針に記載すべき事項】

- ①地域における医療及び介護の総合的な確保の<u>意義</u>及び 基本的な方向に関する事項
- ②<u>医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の基</u>本となるべき事項
- ③都道府県における各計画の整合性の確保に関する事項
- ④<u>都道府県計画及び市町村計画の作成、整合性の確保</u>に 関する事項
- ⑤(基金の)公平性及び透明性の確保、都道府県事業に関する基本的な事項
- ⑥その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関し 必要な事項

【今後のスケジュール(案)】

7月25日 第1回医療介護総合確保促進会議の開催

8月29日 第2回医療介護総合確保促進会議の開催

9月 8日 第3回医療介護総合確保促進会議の開催

9月12日 ・総合確保方針の告示

基金の交付要綱等の発出

9月~10月 都道府県が都道府県計画を策定

10月 都道府県への内示

11月 交付決定

12月以降 第4回医療介護総合確保促進会議の開催

(基金の交付状況の報告等) (予定)

【医療介護総合確保促進会議 構成員】

相澤 孝夫(日本病院会副会長)

阿部 泰久(日本経済団体連合会常務理事)

荒井 正吾(奈良県知事)

石川 憲(全国老人福祉施設協議会会長)

今村 聡(日本医師会副会長)

内田 千恵子(日本介護福祉士会副会長)

遠藤 久夫(学習院大学経済学部教授)

大西 秀人(高松市長)

加納 繁照(日本医療法人協会会長代行)

河村 文夫(奥多摩町長)

菊池 令子(日本看護協会副会長)

小林 剛(全国健康保険協会理事長)

白川 修二(健康保険組合連合会副会長)

鷲見 よしみ(日本介護支援専門員協会会長)

武久 洋三(日本慢性期医療協会会長)

◎ 田中 滋(慶応義塾大学名誉教授)

千葉 潜(日本精神科病院協会常務理事)

永井 良三(自治医科大学学長)

西澤 寛俊(全日本病院会会長)

花井 圭子(日本労働組合総連合会総合政策局長)

東 憲太郎(全国老人保健施設協会会長)

樋口 恵子(NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長)

森 昌平(日本薬剤師会副会長)

○ 森田 朗(国立社会保障·人口問題研究所所長)

山口 育子(NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長)

山崎 泰彦(神奈川県立保健福祉大学名誉教授)

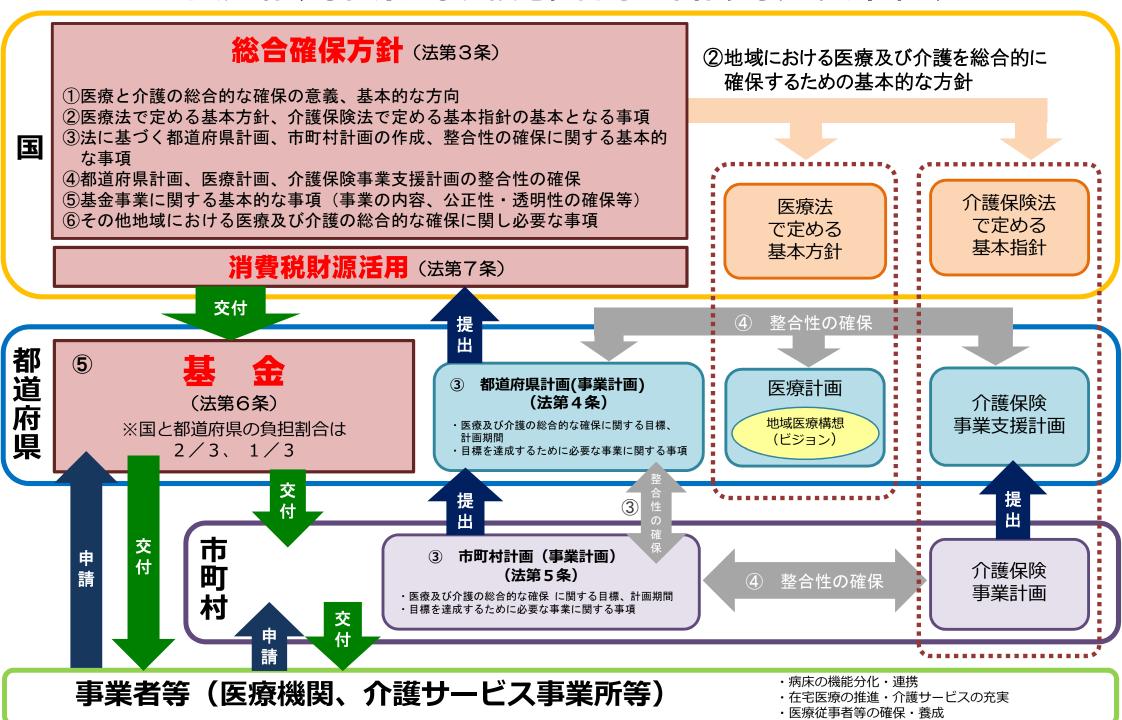
山本 敏幸(民間介護事業推進委員会代表委員)

和田 明人(日本歯科医師会副会長)

◎座長、○座長代理

(五十音順、敬称略)

地域における医療及び介護を総合的に確保するための仕組み



第1 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義・基本的な方向

- <u>2025年にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上</u>となる中、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた 地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題。
- 利用者の視点に立って<u>切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築</u>し、自立と尊厳を支えるケアを実現してい

【基本的な方向性】

玉

- ① 効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築
- ⑤ 情報通信技術(ICT)の活用

- ② 地域の創意工夫を活かせる仕組み
- ③ 質の高い医療・介護人材の確保と多職種連携の推進

行	-11√	ന	役割	
		~	IX D'	

】・医療計画基本方針及び介護保険事業基本指針の策定

- ・基金を通じた都道府県、市町村への財政支援
- ・診療報酬、介護報酬を通じた医療・介護の連携推進
- ・情報分析を行うための基盤整備、先進事例の収集・分析・周知等

【都道府県】・地域医療構想に基づく医療機能の分化・連携の推進

・地域包括ケアシステムの構築に向けた人材確保、市町村の支援等

【 市町村 】 · 地域包括ケアシステムの推進 / 地域支援事業の実施 等

→ 地方自治体の人材育成が重要。国は研修を充実すること等により継続的に支援

サービス提供者・利用者の役割

④ 限りある資源の効率的かつ効果的な活用

【サービス提供者等】

- ・ サービス提供者等の間で、利用者に関する情報や 地域における様々な社会資源に関する<u>情報を共有し</u> ていく仕組みの構築、活用
- ・ 人材の確保・定着のための取組

【サービス利用者の役割】

- 効率的かつ効果的なサービス利用
- ・ 高齢者が、<u>地域の構成員として積極的に社会参加</u> していくことも重要。

第2 医療計画基本方針・介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項 都道府県計画・医療計画・都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保

【医療計画基本方針・介護保険事業計画基本指針の整合性の確保等】

病床の機能の分化と連携の推進による<u>効率的で質の高い医療提供体制の構築</u>と、在宅医療・介護の充実等の<u>地域包括ケアシステムの</u> 構築が一体的に行われるよう、医療計画と介護保険事業(支援)<u>計画を一体的かつ整合性をもって作成</u>すること等が必要。

基本的な考え方

【都道府県計画・医療計画・都道府県介護保険事業支援計画の整合性の確保等】

- 平成30年度以降(医療計画と介護保険事業(支援)計画のサイクルが一致)に向けた取組
 - 各計画の作成に当たって、より緊密な連携が図られるような体制の整備
 - ・ 両計画の区域の整合性の確保 / 両計画の人口推計などの基礎データ等についての整合性の確保
- 平成30年度までにおいても、各計画において医療・介護の連携を強化するための取組
 - ・ 第6期介護保険事業(支援)計画における在宅医療・介護連携、認知症対策、地域ケア会議の開催による多職種協働等の推進
 - ・ 地域医療構想における急性期から、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至る切れ目のないサービス提供体制の確保等

第3 都道府県計画・市町村計画の作成と整合性の確保

- 〇 都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)の作成に当たっての留意事項
 - ・保健・医療担当部局と介護・福祉担当部局の緊密な連携。都道府県による市町村の後方支援
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
- 〇 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

<u>医療介護総合確保区域の設定</u> / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法 (※<u>都道府県</u>は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。<u>市町村</u>は、日常生活圏域を念頭に設定。)

○ 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成。

第4 新たな財政支援制度(基金)に関する事項

- 基金に関する基本的な事項
 - ・関係者の意見が反映される仕組みの整備 / 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保 / 診療報酬・介護報酬等との役割分担
 - ・都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施 / 国は、都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 基金を充てて実施する事業の範囲
 - 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)

2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)

5 介護従事者の確保に関する事業

- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
 - ※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2及び4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とす 11